

日本コレクション学会会則(素案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本コレクション学会と称する。

2 本会の英語名称は、JAPAN INSTITUTE OF COLECTION (略称 JIC) とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を柏崎コレクションビレッジ藍民芸館に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、あらゆるコレクションを対象とし、コレクションを通じて交流を図るとともに、楽しいコレクション活動の推進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・定期的な会員間の情報交換を行う。
- ・交流会、オークション、講習会、見学会等の開催
- ・コレクションに関する調査および研究
- ・コレクターの研究の奨励と研究業績の表彰
- ・その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別と資格)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- ・正会員 コレクターを自負する者、コレクションに興味を持つ者、コレクターになりたい者等、コレクションを愛する人。
- ・賛助会員 本会の目的・事業に賛同する個人および法人その他の団体
- ・名誉顧問 本会に対して特に功労のあった者およびコレクションに関して一過言ある全国的に認められている者で、総会の議決をもって推薦された者

(会費)

第6条 本会は必要に応じ適度な会費を設けることができる。

(入会)

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に所定の事項を記入して、学会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 名誉会員として推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出しなければならない。

第4章 役員等

第9条 本会に、次の役員を置く。 必要に応じて名誉顧問を置くことができる。

- ・会長 1 名
- ・理事 3 名以上 30 名以内
- ・監事 2 名

(役員を選任)

第 10 条 理事および監事は、総会で正会員のなかから選任する。

2 会長は理事会が理事のなかから選任し、総会の承認を経るものとする。

(役員職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 理事は、理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、2 年とし、再任を妨げない

(職員)

第 13 条 本会の事務を処理するため、職員を置くことができる。

2 職員は、理事会が任免する。

第 5 章 会議

(総会)

第 14 条 本会は、毎年一回総会を開催する。

(理事会)

第 15 条 理事会は、理事をもって構成し、この会則に定めるもののほか、会務の執行に関する重要な事項について決定する。

第 6 章 会計

(経費の支弁)

第 16 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金およびその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 雑則

(会則の変更)

第 18 条 この会則を変更は、理事会において決定する。

付則

(施行期日)

第 1 条 この会則は、平成 年 月 日から施行する。

(会費)

第 2 条 会費は当面の間無料とする。

組織図（案）

251677696251678720

